第二十条	
一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳	一歳（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月、第五条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳
（略）	（略）
第二十三条第二項	
第七条第二項から第六項まで	第七条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
同条第四項第二号	第七条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
（削る）	（削る）
第二十四条（見出しを含む。）及び第二十五条（見出しを含む。）	
第二十六条	
第十二条の規定	第十二条（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定
第十二条第二項	第十二条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十三条第二項	第二十三条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二十条	
一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては一歳六か月、同条第四項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳）
（略）	（略）
第二十三条第二項	
第七条第二項から第六項まで	第五条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項、第四項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六項
同条第四項第二号	同条第四項第二号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第六条第三項	第六条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十二条第二項	第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十四条（見出しを含む。）	
第二十五条（見出しを含む。）	
第二十六条第二項	
第十二条第二項	（新設）
第十二条第二項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（新設）
第十二条第二項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	（新設）